

特定非営利活動法人 e y e ² 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 e y e ²と称し、登記上は、これを特定非営利活動法人 あいあいと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を三重県尾鷲市矢浜一丁目 15 番 45 号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を三重県尾鷲市朝日町 3 番 12 号に置く。

3 この法人は、前項のほか、従たる事務所を三重県尾鷲市大字向井 133 番地の 9 に置く。

4 この法人は、前項のほか、従たる事務所を三重県尾鷲市矢浜一丁目 15 番 12 号に置く。

5 この法人は、前項のほか、従たる事務所を三重県尾鷲市大字向井 132 番地の 2 に置く。

6 この法人は、前項のほか、従たる事務所を三重県尾鷲市矢浜一丁目 29 番 22 号に置く。

7 この法人は、前項のほか、従たる事務所を三重県尾鷲市矢浜四丁目 1 番 46 号に置く。

8 この法人は、前項のほか、従たる事務所を三重県尾鷲市大字向井 132 番地の 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、様々な援助を必要とする人々に対して、福祉や生活に関する事業と体力向上・健康の維持増進を図るための事業を行い、もって全ての人がいつまでも自分らしく誇りと尊厳をもちながら安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、福祉の向上及び社会全体の利益の増進と健康的なまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 訪問介護事業
- ② 訪問看護事業
- ③ 居宅介護支援事業
- ④ デイサービス事業
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護事業などグループホーム事業
- ⑥ 介護保険外の家事援助、介護援助及び送迎などの在宅福祉サービスに関する事業
- ⑦ ベビーシッター、託児所、学童保育所など子育て支援に関する事業
- ⑧ 産前産後の家事、育児などの援助事業
- ⑨ 地域福祉向上のための各種講座の開催、地域福祉に関する調査研究事業
- ⑩ ショートステイ事業
- ⑪ 障害福祉サービス事業
- ⑫ 福祉教育事業（ヘルパー養成事業）
- ⑬ 精神障害者居宅生活支援事業
- ⑭ 高齢者筋力向上トレーニング事業
- ⑮ 筋力向上トレーニング事業
- ⑯ 小規模多機能事業
- ⑰ 短期入所生活介護事業
- ⑱ 介護予防訪問介護事業
- ⑲ 介護予防訪問看護事業
- ⑳ 介護予防通所介護事業
- ㉑ 介護予防認知症対応型共同生活介護事業
- ㉒ 介護予防短期入所生活介護事業
- ㉓ 自家用自動車有償運送事業
- ㉔ 水泳場の運営
- ㉕ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援（移動支援等）に関する事業
- ㉖ 成年後見制度の研修事業および成年後見制度に関する事業
- ㉗ 地域密着型小規模多機能型居宅介護事業
- ㉘ サービス付き高齢者向け住宅事業
- ㉙ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ㉚ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ㉛ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

- ㊸ 児童福祉法に基づく児童発達支援事業
- ㊹ 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業
- ㊺ 介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業
- ㊻ 介護予防・日常生活支援総合事業
- ㊼ 宿泊サービス事業
- ㊽ 福祉有償運送運転者・セダン等運転者講習事業
- ㊾ 清掃業務請負業

(2) その他の事業

- ① 不動産貸付業
 - ② 物品販売業
 - ③ 飲食店業
 - ④ エステティック業
 - ⑤ 業務の受託事業
 - ⑥ 旅館・ホテル及び宿泊施設等の経営、運営事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) e y e²会員 この法人の目的に賛同し、法人が行うサービスを利用するために入会した個人
- (4) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、訪問介護事業をはじめとするサービスの提供及びその他の事業を協力して行うために入会した個人

(入会)

第7条 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及びその他の会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又はその他の会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及びその他の会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記す

ること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び活動予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

- 第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する特定非営利活動法人又は社会福祉法人に譲渡するものとする。
- 2 前項の残余財産のうち痴呆性高齢者グループホームの施設整備に係る助成対象であった部分については、当該グループホームを運営する他の特定非営利活動法人又は社会福祉法人に帰属するものとし、該当する法人がない場合は、尾鷲市、三重県又は国に帰属するものとする。

(合併)

- 第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(設置等)

- 第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
 - 4 理事は、事務局長及び職員と兼務することができる。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

- 第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 湯浅 しおり
副理事長 濱田 早南
理事 北川 香奈子
監事 田室 貴之

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年の通常総会までの日とする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①正会員	年会費一口	1,000 円
②賛助会員	年会費一口	1,000 円
③eye ² 会員	入会金	1,000 円
④ボランティア会員	年会費一口	1,000 円

附則

この定款は、三重県知事の認証を受けた日から施行する。

附則

この定款は、平成15年2月13日から施行する。

備考 第5条 (事業)の変更

(1) ⑩⑪ (2) の追加・ (2) を加えることに伴う諸規定の改正

附則

この定款は、平成15年5月12日から施行する。

備考 第52条 (残余財産の帰属)の変更

2項の追加

附則

この定款は、平成15年10月16日から施行する。

備考 第5条 (事業)の変更

(1) ⑫の追加

(2) の変更・ (2) の変更に伴う諸規定の変更

第16条 (任期等)の変更

2項の変更

附則

この定款は、平成16年5月1日から施行する。

備考 第2条 (事業所)の変更
主たる事務所の移転
2項 従たる事務所の設置

附則

この定款は、平成16年9月1日から施行する。

備考 第2条 (事業所)の変更
3項 従たる事務所の設置

附則

この定款は、平成17年4月25日から施行する。

備考 第5条 (事業)の変更
(1) ⑬⑭⑮⑯の追加
(2) ②③の追加

附則

この定款は、平成18年6月5日から施行する。

備考 第5条 (事業)の変更
(1) ⑤⑪の変更・⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓の追加

附則

この定款は、平成19年2月26日から施行する。

備考 第5条 (事業)の変更
(2) ④の追加

附則

この定款は、平成19年5月1日から施行する。

備考 第2条 (事業所)の変更
4項 従たる事務所の設置

附則

この定款は、平成19年5月10日から施行する。

備考 合併に伴う変更
第2条 (事業所)の変更
5項 従たる事務所の設置

附則

この定款は、平成19年5月11日から施行する。

備考 合併に伴う変更

第3条 (目的)の変更

第4条 (特定非営利活動の種類)の変更

第5条 (事業)の変更

(1) ㉔の追加

附則

この定款は、平成19年6月30日から施行する。

備考 第2条 (事業所)の変更

3項 従たる事務所の廃止とそれに伴う項の変更

附則

この定款は、平成19年8月8日から施行する。

備考 第55条 (公告の方法)の変更

附則

この定款は、平成22年4月1日から施行する。

備考 第2条 (事務所)の変更

附則

この定款は、平成22年9月9日から施行する。

備考 第13条 (種別及び定数)の変更

附則

この定款は、平成23年4月18日から施行する。

備考 第2条 (事務所)の変更

附則

この定款は、平成24年4月1日から施行する。

備考 第13条 (種別及び定数)の変更

附則

この定款は、平成24年5月27日から施行する。

備考 第43条 (事業計画及び活動予算)の変更

第47条 (事業報告及び決算)の変更

附則

この定款は、平成24年7月26日から施行する。

備考 第5条 (事業)の変更

附則

この定款は、平成25年2月7日から施行する。

備考 第4条 (特定非営利活動の種類)の変更

第5条 (事業)の変更

第15条 (職務)の変更

第22条 (権能)の変更

第50条 (定款の変更)の変更

附則

この定款は、平成25年11月1日から施行する。

備考 第2条 (事務所)の変更

附則

この定款は、平成28年7月8日から施行する。

備考 第2条 (事務所)の変更

向井132番地の1錯誤による更正 132番地の2に変更

向井132番地の1の登記

附則

この定款は、平成28年7月29日から施行する。

備考 第13条 (種別及び定数)の変更

附則

この定款は、平成29年5月28日から施行する。

備考 第55条 (公告の方法)の変更

附則

この定款は、平成29年10月4日から施行する。

備考 第5条 (事業)の変更

(1) ㉔㉙㉚の名称変更と㉛～㉞の追加

附則

この定款は、令和3年3月28日から施行する。

備考 第13条 (種別及び定数)の変更

(1) 理事 3人以上10人以内

附則

この定款は、令和3年6月24日から施行する。

備考 第13条 (種別及び定数)の変更

2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

附則

この定款は、令和6年2月5日から施行する。

備考 第5条 (事業)の変更

(1) ㊸清掃業務請負業の追加

附則

この定款は、三重県知事の認証を受けた日から施行する。

備考 第5条 (事業)の変更

(2) ㊶旅館・ホテル及び宿泊施設等の経営、運営事業の追加

令和 8年度 事業計画書

令和 8年4月1日～令和 9年3月31日

特定非営利活動法人 あいあい

1 事業実施の方針

- (1) コロナウイルスの罹患者は一定数となってきたが、インフルエンザの罹患者は毎年増えている。罹患者が増えると収益減になる月もあるが、以前ほど少なくなることはなくなってきたため、引き続き、利用者・職員の毎日の検温と体調管理を継続して行い、感染者発生の際には施設・設備の消毒を徹底し、感染予防に努める。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅は、現在、年間を通してほぼ全室満床の状態を保っている。従業員の質の向上とサービスの質の向上には引き続き努め、入居された方々に安心と満足のサービス提供を心掛ける。
- (3) 生活介護事業については、出来る限り利用者の希望に沿えるよう、利用調整を行いながらサービスの向上に努める。また安心安全に利用して頂けるよう、スタッフ一同留意し、ケアを行う。
- (4) 児童発達支援・放課後等デイサービス事業は、来年度新たにこども性暴力防止法が施行されることに伴い、今年度中にスタッフに研修を行い周知する。また、安全計画に基づき、車の乗降、危険箇所の把握、感染予防など、生徒・児童の安心安全に引き続き心がける。コロナウイルス感染症と共にインフルエンザの流行も懸念されることから、感染予防には特に留意する。
- (5) ショートステイ・デイサービス・グループホームなどをご利用の高齢者においては、コロナウイルス感染症やインフルエンザなど、一度感染すると重度化してしまう方が多いため、感染予防対策を徹底し、感染が拡がらないよう心掛ける。今後も安心安全に過ごして頂けるよう、職員の研修やカンファレスを行い、サービス向上に努める。
- (6) その他各事業については、今年度より旅館業を追加する。法人の空き施設を利用し、障がい者・高齢者等を含む誰もが気軽に安心して宿泊できる施設として、また地元へ帰省される方々を受け入れるための施設として、利用していただく。各所理事はじめ職員一同、経営の維持・向上とサービスの維持・向上に努めるよう、日々取り組んでいく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施	実施	従事者の	受益対象の 範囲及び	支出額 (千円)
-----	------	----	----	------	---------------	-------------

		日時	場所	人数	人数	
訪問介護事業	要介護者の相談、生活援助、 身体介護を行う	随時	尾鷲市及び 周辺町村	40人	近隣の市町住民 約130人	46,000
訪問看護事業	要介護者の療養生活支援、心 身機能の維持回復を目指す	随時	尾鷲市及び 周辺町村	12人	近隣の市町住民 約70人	27,000
居宅介護支援 事業	居宅サービス計画作成の支 援と居宅サービス等の質の 確保	随時	尾鷲市及び 周辺町村	13人	近隣の市町住民 約210人	21,000
通所介護事業 (矢浜)	要支援、要介護者の機能訓練 及び必要な日常生活援助を 行う	随時	尾鷲市	11人	近隣の市町住民 約35人	30,000
通所介護事業 日向	要支援、要介護者の 機能訓練及び必要な日常生 活援助を行う	随時	尾鷲市	20人	近隣の市町住民 約70人	45,000
基準該当 生活介護 日向	障がい者が自立した日常生 活を営むことが出来るよう、 入浴・排泄・食事の介助・創 作的活動・生産活動を行う	随時	尾鷲市	5人	3人	800
通所介護事業 丘	要支援、要介護者の 機能訓練及び必要な日常生 活援助を行う	随時	尾鷲市	25人	近隣の市町住民 約80人	63,000
生活介護 丘	障がい者が自立した日常生 活を営むことが出来るよう、 入浴・排泄・食事の介助・創 作的活動・生産活動を行う	随時	尾鷲市	10人	近隣の市町住民 約30人	20,000
児童発達支援 事業	障がい児の日常生活におけ る基本的動作の指導・知識や 技能の習得、集団生活への適 応訓練を行う	随時	尾鷲市	3人	近隣の市町住民 0人	300
放課後等 デイサービス事業	放課後や休業日等、障がい児 に生活能力向上のための必 要な訓練や社会との交流の	随時	尾鷲市	10人	近隣の市町住民 約23人	12,000

	促進など、本人の状態や希望に合った支援を行う					
障がい者 グループホーム	入居者が自分の家として生活が出来るよう支援していく。	実施なし		0人		0
グループホーム1 矢浜	入居者が家庭的な環境の下で自立した日常生活が送れるよう努める	随時	尾鷲市	12人	近隣の市町住民 約9人	36,000
グループホーム2 日向	入居者が家庭的な環境の下で自立した日常生活が送れるよう努める	随時	尾鷲市	15人	近隣の市町住民 約9人	36,000
グループホーム3 日和	入居者が家庭的な環境の下で自立した日常生活が送れるよう努める	随時	尾鷲市	15人	近隣の市町住民 約9人	36,000
短期入所生活 介護 日向	利用者の日常生活上の世話、及び機能訓練を行い、心身機能の維持に努める。	随時	尾鷲市	17人	近隣の市町住民 約70人	97,000
短期入所生活 介護 丘	利用者の日常生活上の世話、及び機能訓練を行い、心身機能の維持に努める。	随時	尾鷲市	13人	近隣の市町住民 - 約50人	81,000
サービス付高齢者向 け住宅事業 丘	入居者が安心して快適な生活が送れるよう、住環境を整備し、日常生活に必要なサービスを行う	随時	尾鷲市	15人	近隣の市町住民 約42人	88,000
サービス付高齢者向 け住宅事業 なないろ	入居者が安心して快適な生活が送れるよう、住環境を整備し、日常生活に必要なサービスを行う。	随時	尾鷲市	8人	近隣の市町住民 10人	27,470
障がい者 福祉サービス事業	知的障害者、身体障害者、児童障害者の在宅における支援を行う	随時	尾鷲市及び 周辺町村	18人	近隣の市町住民 50人	5,000
移動支援事業	知的障害者、身体障害者、障害児の在宅における支援を	随時	尾鷲市及び 周辺町村	10人	近隣の市町住民	1,000

	行う				約20人	
精神障がい者 居宅生活支援 事業	精神障がい者の日常生活を 支援し、自立と社会参加を促 進する	実施なし	尾鷲市	0人	0人	0
障がい者特定 相談支援事業	自立した日常生活・社会生活 を営むことができるよう障 がい者の方のサービス利用 計画の相談・作成・マネジメ ントを行う	随時	尾鷲市及び 周辺町村	4人	近隣の市町住民 約50人	4,000
障がい者一般 相談支援事業	入所または入院からの退所・ 退院にあたり、地域における 生活に移行し、地域生活を継 続していくための相談・支援 を行う	実施なし	尾鷲市及び 周辺町村	0人	0人	0
障がい児相談 支援事業	自立した日常生活・社会生活 を営むことができるよう障 がい児の方のサービス利用 計画の相談・作成・マネジメ ントを行う	随時	尾鷲市及び 周辺町村	4人	近隣の市町住民 約30人	1,000
宿泊サービス (保険外)	介護者や家族の負担軽減を 図るため実施する	随時	尾鷲市及び 周辺町村	15人	近隣の市町住民 約50人	5,000
高齢者筋力 向上トレーニング事業	高齢者の健康増進を図る。生 き生きとした老後生活を支 援していく	実施なし	尾鷲市	0人	0人	0
筋力向上トレーニング 事業	筋力向上トレーニングを通じ、地 域住民の健康促進を図る	実施なし	尾鷲市	0人	0人	0
小規模多機能型 居宅介護事業	地域の利用者に対し、訪問・通所・宿泊 のサービスを組み合わせて提供し、利 用者の居宅における生活を継続でき るよう支援する	実施なし	尾鷲市及び 周辺町村	0人	0人	0
就労支援事業	障害者の方々に知識・能力向 上の為に必要な訓練を行う	実施なし	尾鷲市	0人	近隣の市町住民 0人	0

自家用自動車 有償運送事業	要介護者、要支援者及び障害 者の緊急的に必要とする安 全な移送を確保する。	随時	尾鷲市及び 周辺町村	8人	近隣の市町住民 約80人	22,000
介護保険外の家 事援助、介護援助 及び送迎などの 在宅福祉サービ スに関する事業	介護保険非該当部分、障害者 、病院退院後の家事援助、介 護援助、送迎などの在宅福祉 サービスを行う	随時	尾鷲市及び 周辺町村	25人	近隣の市町住民 約80人	1,300
子育て支援 (学童保育)	子供達に生活・遊びの場を提 供し、その健全な育成を図る	土・日・祝日 除く	尾鷲市	5人	近隣の市町の 児童 約40人	11,000
産前産後の家事 育児などの援助	産前産後の療養と安静のた めの家事援助と育児相談も 含む育児援助などの子育て 支援を行う	実施なし	尾鷲市及び 周辺町村	0人	0人	0
各講座の開催調 査研究事業	地域福祉向上のため地域や 他団体を対象に様々な講座 の開催と地域福祉に関する 調査研究を行う	実施なし	尾鷲市及び 周辺町村	0人	0人	0
成年後見制度に 関する事業	成年後見に関わる研修事業・ 相談・利用支援等を行い人権 擁護に努める	実施なし	尾鷲市及び 周辺町村	0人	0人	0
社会的事業	障がい者の方々が働きやす い環境で一人一人の能力向 上に繋げられるよう職場の 用意をする。	随時	尾鷲市	1人	5人	4,900

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者の 人数	支出額 (千円)
不動産貸付業	施設2室を貸付け、地域交流の 場として喫茶室等を行う	随時	尾鷲市	1人	5,358

物品販売業	地域交流の場として駄菓子販売を行う	予定なし		0人	0
飲食店事業	高齢者も障がい者（児）も気軽に外食が出来る場を提供する。	予定なし		0人	0
業務の委託事業	他法人等からの業務の委託を受け、支援を行う	随時	尾鷲市	6人	50
旅館・ホテル及び宿泊施設等の経営、運営事業	空き施設を利用し、障がい者・高齢者・帰省される方などが安心して気軽に利用できる宿泊施設を経営・運営する	随時	尾鷲市	3人	150

令和 9年度 事業計画書

令和 9年4月1日～令和10年3月31日

特定非営利活動法人 あいあい

1 事業実施の方針

- (1) コロナウイルスの罹患者は一定数となってきたが、インフルエンザの罹患者は毎年増えている。罹患者が増えると収益減になる月もあるが、以前ほど少なくなることはなくなってきたため、引き続き、利用者・職員の毎日の検温と体調管理を継続して行い、感染者発生の際には施設・設備の消毒を徹底し、感染予防に努める。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅は、現在、年間を通してほぼ全室満床の状態を保っている。従業員の質の向上とサービスの質の向上には引き続き努め、入居された方々に安心と満足のサービス提供を心掛ける。
- (3) 生活介護事業については、出来る限り利用者の希望に沿えるよう、利用調整を行いながらサービスの向上に努める。また安心安全に利用して頂けるよう、スタッフ一同留意し、ケアを行う。
- (4) 児童発達支援・放課後等デイサービス事業は、車の乗降、危険箇所の把握、感染予防など、生徒・児童の安心安全に引き続き心がける。コロナウイルス感染症と共にインフルエンザの流行も懸念されることから、感染予防には特に留意する。
- (5) ショートステイ・デイサービス・グループホームなどをご利用の高齢者においては、コロナウイルス感染症やインフルエンザなど、一度感染すると重度化してしまう方が多いため、感染予防対策を徹底し、感染が拡がらないよう心掛ける。今後も安心安全に過ごして頂けるよう、職員の研修やカンファレスを行い、サービス向上に努める。
- (6) その他事業については、各所理事はじめ職員一同、経営の維持・向上とサービスの維持・向上に努めるよう、日々取り組んでいく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の 人数	受益対象の 範囲及び 人数	支出額 (千円)
訪問介護事業	要介護者の相談、生活援助、 身体介護を行う	随時	尾鷲市及び 周辺町村	40人	近隣の市町住民 約130人	46,000

訪問看護事業	要介護者の療養生活支援、心身機能の維持回復を目指す	随時	尾鷲市及び 周辺町村	12人	近隣の市町住民 約70人	27,000
居宅介護支援 事業	居宅サービス計画作成の支援と居宅サービス等の質の確保	随時	尾鷲市及び 周辺町村	13人	近隣の市町住民 約210人	21,000
通所介護事業 (矢浜)	要支援、要介護者の機能訓練及び必要な日常生活援助を行う	随時	尾鷲市	11人	近隣の市町住民 約35人	30,000
通所介護事業 日向	要支援、要介護者の機能訓練及び必要な日常生活援助を行う	随時	尾鷲市	20人	近隣の市町住民 約70人	45,000
基準該当 生活介護 日向	障がい者が自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介助・創作的活動・生産活動を行う	随時	尾鷲市	5人	3人	800
通所介護事業 丘	要支援、要介護者の機能訓練及び必要な日常生活援助を行う	随時	尾鷲市	25人	近隣の市町住民 約80人	63,000
生活介護 丘	障がい者が自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介助・創作的活動・生産活動を行う	随時	尾鷲市	10人	近隣の市町住民 約30人	20,000
児童発達支援 事業	障がい児の日常生活における基本的動作の指導・知識や技能の習得、集団生活への適応訓練を行う	随時	尾鷲市	3人	近隣の市町住民 0人	300
放課後等 デイサービス事業	放課後や休業日等、障がい児に生活能力向上のための必要な訓練や社会との交流の促進など、本人の状態や希望に合った支援を行う	随時	尾鷲市	10人	近隣の市町住民 約23人	12,000
障がい者 グループホーム	入居者が自分の家として生活出来るよう支援していく。	実施なし		0人		0

グループホーム1 矢浜	入居者が家庭的な環境の下 で自立した日常生活が送れ るよう努める	随時	尾鷲市	12人	近隣の市町住民 約9人	36,000
グループホーム2 日向	入居者が家庭的な環境の下 で自立した日常生活が送れ るよう努める	随時	尾鷲市	15人	近隣の市町住民 約9人	36,000
グループホーム3 日和	入居者が家庭的な環境の下 で自立した日常生活が送れ るよう努める	随時	尾鷲市	15人	近隣の市町住民 約9人	36,000
短期入所生活 介護 日向	利用者の日常生活上の世話、 及び機能訓練を行い、心身機 能の維持に努める。	随時	尾鷲市	17人	近隣の市町住民 約70人	97,000
短期入所生活 介護 丘	利用者の日常生活上の世話、 及び機能訓練を行い、心身機 能の維持に努める。	随時	尾鷲市	13人	近隣の市町住民 約50人	81,000
サービス付高齢者向 け住宅事業 丘	入居者が安心して快適な生 活が送れるよう、住環境を整 備し、日常生活に必要なサー ビスを行う	随時	尾鷲市	15人	近隣の市町住民 約42人	88,000
サービス付高齢者向 け住宅事業 なないろ	入居者が安心して快適な生 活が送れるよう、住環境を整 備し、日常生活に必要なサー ビスを行う。	随時	尾鷲市	8人	近隣の市町住民 10人	27,470
障がい者 福祉サービス事業	知的障害者、身体障害者、児 童障害者の在宅における支 援を行う	随時	尾鷲市及び 周辺町村	18人	近隣の市町住民 50人	5,000
移動支援事業	知的障害者、身体障害者、障 害児の在宅における支援を 行う	随時	尾鷲市及び 周辺町村	10人	近隣の市町住民 約20人	1,000
精神障がい者 居宅生活支援 事業	精神障がい者の日常生活を 支援し、自立と社会参加を促 進する	実施なし	尾鷲市	0人	0人	0

障がい者特定 相談支援事業	自立した日常生活・社会生活 を営むことができるよう障 がい者の方のサービス利用 計画の相談・作成・マネジメ ントを行う	随時	尾鷲市及び 周辺町村	4人	近隣の市町住民 約50人	4,000
障がい者一般 相談支援事業	入所または入院からの退所・ 退院にあたり、地域における 生活に移行し、地域生活を継 続していくための相談・支援 を行う	実施なし	尾鷲市及び 周辺町村	0人	0人	0
障がい児相談 支援事業	自立した日常生活・社会生活 を営むことができるよう障 がい児の方のサービス利用 計画の相談・作成・マネジメ ントを行う	随時	尾鷲市及び 周辺町村	4人	近隣の市町住民 約30人	1,000
宿泊サービス (保険外)	介護者や家族の負担軽減を 図るため実施する	随時	尾鷲市及び 周辺町村	15人	近隣の市町住民 約50人	5,000
高齢者筋力 向上トレーニング事業	高齢者の健康増進を図る。生 き生きとした老後生活を支 援していく	実施なし	尾鷲市	0人	0人	0
筋力向上トレーニング 事業	筋力向上トレーニングを通じ、地 域住民の健康促進を図る	実施なし	尾鷲市	0人	0人	0
小規模多機能型 居宅介護事業	地域の利用者に対し、訪問・通所・宿泊 のサービスを組み合わせて提供し、利 用者の居宅における生活を継続でき るよう支援する	実施なし	尾鷲市及び 周辺町村	0人	0人	0
就労支援事業	障害者の方々に知識・能力向 上の為に必要な訓練を行う	実施なし	尾鷲市	0人	近隣の市町住民 0人	0
自家用自動車 有償運送事業	要介護者、要支援者及び障害 者の緊急的に必要とする安 全な移送を確保する。	随時	尾鷲市及び 周辺町村	8人	近隣の市町住民 約80人	22,000
介護保険外の家 事援助、介護援助 及び送迎などの	介護保険非該当部分、障害者 、病院退院後の家事援助、介 護援助、送迎などの在宅福祉	随時	尾鷲市及び 周辺町村	25人	近隣の市町住民	1,300

在宅福祉サービスに関する事業	サービスを行う				約80人	
子育て支援 (学童保育)	子供達に生活・遊びの場を提供し、その健全な育成を図る	土・日・祝日 除く	尾鷲市	5人	近隣の市町の 児童 約40人	11,000
産前産後の家事 育児などの援助	産前産後の療養と安静のための家事援助と育児相談も含む育児援助などの子育て支援を行う	実施なし	尾鷲市及び 周辺町村	0人	0人	0
各講座の開催調 査研究事業	地域福祉向上のため地域や他団体を対象に様々な講座の開催と地域福祉に関する調査研究を行う	実施なし	尾鷲市及び 周辺町村	0人	0人	0
成年後見制度に 関する事業	成年後見に関わる研修事業・相談・利用支援等を行い人権擁護に努める	実施なし	尾鷲市及び 周辺町村	0人	0人	0
社会的事業	障がい者の方々が働きやすい環境で一人一人の能力向上に繋がられるよう職場の用意をする。	随時	尾鷲市	1人	5人	4,900

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者の 人数	支出額 (千円)
不動産貸付業	施設2室を貸付け、地域交流の場として喫茶室等を行う	随時	尾鷲市	1人	5,358
物品販売業	地域交流の場として駄菓子販売を行う	予定なし		0人	0
飲食店事業	高齢者も障がい者(児)も気軽に外食が出来る場を提供する。	予定なし		0人	0
業務の委託事業	他法人等からの業務の委託を受け、支援を行う	随時	尾鷲市	6人	50

旅館・ホテル及び 宿泊施設等の経 営、運営事業	空き施設を利用し、障がい者・ 高齢者・帰省される方などが安 心して気軽に利用できる宿泊 施設を経営・運営する	随時	尾鷲市	3人	500

令和 8 年度 活動予算書

R8年4月1日からR9年3月31日まで

特定非営利活動法人 あいあい

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	12,000		12,000
賛助会員受取会費	273,000		273,000
			0
2. 受取寄附金			0
受取寄附金	3,000,000		3,000,000
施設等受入評価益			0
			0
3. 受取助成金等			0
受取助成金	21,000,000	0	21,000,000
受取民間助成金			0
			0
4. 事業収益			0
訪問介護事業収益(介護予防含む)	70,000,000		70,000,000
訪問看護事業収益(介護予防含む)	45,500,000		45,500,000
居宅介護事業収益	40,000,000		40,000,000
通所介護事業収益(矢浜)(介護予防含む)	30,000,000		30,000,000
通所介護事業収益(日向)(介護予防含む)	56,000,000		56,000,000
生活介護事業収益(日向)	500,000		500,000
通所介護(パワリハビリ)事業収益(介護予防含む)	0		0
通所介護事業収益(丘)(介護予防含む)	68,500,000		68,500,000
生活介護事業収益(丘)	34,000,000		34,000,000
児童発達支援事業収益	300,000		300,000
放課後等サービス事業収益	11,000,000		11,000,000
グループホーム2F事業収益(介護予防含む)	44,000,000		44,000,000
日向グループホーム事業収益(介護予防含む)	45,000,000		45,000,000
日和グループホーム事業収益	44,000,000		44,000,000
短期入所生活介護事業収益(介護予防含む)日向	111,000,000		111,000,000
短期入所生活介護事業収益(介護予防含む)丘	94,000,000		94,000,000
サービス付き高齢者向け住宅事業収益(丘)	53,000,000		53,000,000
サービス付き高齢者向け住宅事業収益(なないろ)	11,000,000		11,000,000
障がい福祉サービス事業収益	9,000,000		9,000,000
移動支援費事業収益	2,500,000		2,500,000
障がい者グループホーム	0		0
障がい者特定相談事業収益	4,600,000		4,600,000
障がい者一般相談事業収益	0		0
障がい児相談支援事業収益	1,800,000		1,800,000
就労支援事業	0		0
福祉教育事業収益	0		0
宿泊サービス(保険外)事業収益	6,500,000		6,500,000
高齢者筋力向上トレーニング事業収益	0		0
筋力向上トレーニング事業収益	0		0
小規模多機能事業収益	0		0
自家用自動車福祉有償運送事業収益	5,000,000		5,000,000
在宅福祉サービス事業収益	1,700,000		1,700,000
子育て支援(学童保育)事業収益	12,800,000		12,800,000
産前産後の家事、育児などの援助事業収益	0		0
社会的事業所	540,000		540,000
地域福祉向上のための各種講座の開催、	0		0
地域福祉に関する調査研究事業収益	0		0
尾鷲スイミングクラブ事業収益	0		0
成年後見制度の研修事業および	0		0
成年後見に制度に関する事業収益	0		0
不動産貸付事業収益		6,500,000	6,500,000
物品販売事業収益		0	0
イベント事業収益		0	0
業務の委託事業収益		70,000	70,000
旅館・ホテル及び宿泊施設等の経営、運営事業		240,000	240,000
	826,525,000	6,810,000	833,335,000

6 その他収益			
受取利息	70,000		70,000
受取配当金	1,000		1,000
雑収益	6,000,000	1,000,000	7,000,000
経常収益計	832,596,000	7,810,000	840,406,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	385,000,000	140,000	385,140,000
従業員賞与	42,000,000	30,000	42,030,000
講師報酬手当			0
工賃（就学事業）			0
法定福利費	59,000,000	10,000	59,010,000
福利厚生費	6,300,000	2,000	6,302,000
人件費計	492,300,000	182,000	492,482,000
(2) その他経費			
食材費	82,500,000		82,500,000
旅費交通費	30,000		30,000
広告宣伝費	0		0
実習生費用	4,700,000		4,700,000
発送配達費	10,000		10,000
衛生管理費	2,550,000	150,000	2,700,000
販売促進費	1,000,000		1,000,000
退職金			0
研修費	60,000		60,000
減価償却費	33,000,000		33,000,000
リース料	600,000		600,000
地代家賃	7,100,000	4,400,000	11,500,000
修繕費	5,000,000		5,000,000
事務用消耗品費	2,200,000	6,000	2,206,000
通信費	1,800,000	80,000	1,880,000
水道光熱費	25,000,000	400,000	25,400,000
租税公課	7,700,000		7,700,000
寄付金	0		0
接待交際費	350,000		350,000
保険料	7,600,000	200,000	7,800,000
備品消耗品費	15,000,000	20,000	15,020,000
管理諸費	2,400,000	100,000	2,500,000
商談会議費	1,500,000		1,500,000
燃料費	3,900,000		3,900,000
諸会費	20,000		20,000
控除対象外消費税	14,590,000	20,000	14,610,000
賞与引当金繰入額	10,060,000		10,060,000
貸倒引当金繰入額			0
雑費	800,000		800,000
その他経費計	229,470,000	5,376,000	234,846,000
事業費計	721,770,000	5,558,000	727,328,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	27,000,000		27,000,000
給料手当	22,200,000		22,200,000
従業員賞与			0
産業医報酬手当	4,700,000		4,700,000
賞与引当金繰入額	220,000		220,000
法定福利費			0
福利厚生費	6,600,000		6,600,000
人件費計	1,000,000		1,000,000
(2) その他経費			
旅費交通費	61,720,000	0	61,720,000
広告宣伝費			0
実習生費用	670,000		670,000
発送配達費	230,000		230,000
衛生管理費	600,000		600,000
	1,000	0	1,000
	210,000	0	210,000

食材費		0	0
販売促進費	460,000	0	460,000
退職金	10,000,000		10,000,000
研修費	72,000	0	72,000
減価償却費	8,000,000	0	8,000,000
リース料	87,000	0	87,000
地代家賃	4,500,000	0	4,500,000
修繕費	350,000	0	350,000
事務用消耗品費	560,000	0	560,000
通信費	870,000	0	870,000
水道光熱費	2,000,000	0	2,000,000
租税公課	1,600,000	0	1,600,000
寄付金	75,000	0	75,000
接待交際費	300,000	0	300,000
保険料	1,500,000	0	1,500,000
備品消耗品費	920,000	0	920,000
管理諸費	5,800,000	0	5,800,000
商談会議費	1,000,000	0	1,000,000
燃料費	500,000	0	500,000
諸会費	170,000	0	170,000
控除対象外消費税	110,000	0	110,000
雑費	420,000	0	420,000
賞与引当金繰入額	940,000	0	940,000
貸倒引当金繰入額	760,000		760,000
支払利息	0	0	0
その他経費計	42,705,000	0	42,705,000
管理費計	104,425,000	0	104,425,000
経常費用計	826,195,000	5,558,000	831,753,000
当期経常増減額	6,401,000	2,252,000	8,653,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 貸倒引当金戻入額	11,000,000	0	11,000,000
2. 賞与引当金戻入額	680,000	0	680,000
3. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	11,680,000	0	11,680,000
Ⅳ 経常外費用			
1. 支払利息	6,600,000	0	6,600,000
2. 雑損失	95,000	0	95,000
3. 過年度損益修正損	0	0	0
4. 固定資産除却損	0	0	0
5. 固定資産圧縮損	0	0	0
6. 繰延消費税額償却額	970,000	0	970,000
7. 特別償却費	0	0	0
経常外費用計	7,665,000	0	7,665,000
Ⅵ 法人税、住民税、及び事業税			
未払法人税等	72,000	0	72,000
過年度法人税額	0	0	0
法人税等計	72,000	0	72,000
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	10,344,000	2,252,000	12,596,000
前期繰越正味財産額	280,431,938	△ 14,052,143	266,379,795
次期繰越正味財産額	290,775,938	△ 11,800,143	278,975,795

令和 9 年度 活動予算書

R9年4月1日からR10年3月31日まで

特定非営利活動法人 あいあい

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	12, 000		12, 000
賛助会員受取会費	273, 000		273, 000
			0
2. 受取寄附金			0
受取寄附金	3, 000, 000		3, 000, 000
施設等受入評価益			0
			0
3. 受取助成金等			0
受取助成金	21, 000, 000	0	21, 000, 000
受取民間助成金			0
			0
4. 事業収益			0
訪問介護事業収益(介護予防含む)	70, 000, 000		70, 000, 000
訪問看護事業収益(介護予防含む)	45, 500, 000		45, 500, 000
居宅介護事業収益	40, 000, 000		40, 000, 000
通所介護事業収益(矢浜)(介護予防含む)	30, 000, 000		30, 000, 000
通所介護事業収益(日向)(介護予防含む)	56, 000, 000		56, 000, 000
生活介護事業収益(日向)	500, 000		500, 000
通所介護(パワハレ)事業収益(介護予防含む)	0		0
通所介護事業収益(丘)(介護予防含む)	68, 500, 000		68, 500, 000
生活介護事業収益(丘)	34, 000, 000		34, 000, 000
児童発達支援事業収益	300, 000		300, 000
放課後等デイサービス事業収益	11, 000, 000		11, 000, 000
グループホーム2F事業収益(介護予防含む)	44, 000, 000		44, 000, 000
日向グループホーム事業収益(介護予防含む)	45, 000, 000		45, 000, 000
日和グループホーム事業収益	44, 000, 000		44, 000, 000
短期入所生活介護事業収益(介護予防含む) 日向	111, 000, 000		111, 000, 000
短期入所生活介護事業収益(介護予防含む) 丘	94, 000, 000		94, 000, 000
サービス付き高齢者向け住宅事業収益(丘)	53, 000, 000		53, 000, 000
サービス付き高齢者向け住宅事業収益(なないろ)	11, 000, 000		11, 000, 000
障がい福祉サービス事業収益	9, 000, 000		9, 000, 000
移動支援費事業収益	2, 500, 000		2, 500, 000
障がい者グループホーム	0		0
障がい者特定相談事業収益	4, 600, 000		4, 600, 000
障がい者一般相談事業収益	0		0
障がい児相談支援事業収益	1, 800, 000		1, 800, 000
就労支援事業	0		0
福祉教育事業収益	0		0
宿泊サービス(保険外)事業収益	6, 500, 000		6, 500, 000
高齢者筋力向上トレーニング事業収益	0		0
筋力向上トレーニング事業収益	0		0
小規模多機能事業収益	0		0
自家用自動車福祉有償運送事業収益	5, 000, 000		5, 000, 000
在宅福祉サービス事業収益	1, 700, 000		1, 700, 000
子育て支援(学童保育)事業収益	12, 800, 000		12, 800, 000
産前産後の家事、育児などの援助事業収益	0		0
社会的事業所	540, 000		540, 000
地域福祉向上のための各種講座の開催、	0		0
地域福祉に関する調査研究事業収益	0		0
尾鷲スィミングクラブ事業収益	0		0
成年後見制度の研修事業および	0		0
成年後見に制度に関する事業収益	0		0
不動産貸付事業収益		6, 500, 000	6, 500, 000
物品販売事業収益		0	0
エステティック事業収益		0	0
業務の委託事業収益		70, 000	70, 000
旅館・ホテル及び宿泊施設等の経営、運営事業		960, 000	960, 000
	826, 525, 000	7, 530, 000	834, 055, 000

6 その他収益			
受取利息	70,000		70,000
受取配当金	1,000		1,000
雑収益	6,000,000	1,000,000	7,000,000
経常収益計	832,596,000	8,530,000	841,126,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	385,000,000	340,000	385,340,000
従業員賞与	42,000,000	60,000	42,060,000
講師報酬手当			0
工賃（就学事業）			0
法定福利費	59,000,000	20,000	59,020,000
福利厚生費	6,300,000	5,000	6,305,000
人件費計	492,300,000	425,000	492,725,000
(2) その他経費			
食材費	82,500,000		82,500,000
旅費交通費	30,000		30,000
広告宣伝費	0		0
実習生費用	4,700,000		4,700,000
発送配達費	10,000		10,000
衛生管理費	2,550,000	150,000	2,700,000
販売促進費	1,000,000		1,000,000
退職金			0
研修費	60,000		60,000
減価償却費	33,000,000		33,000,000
リース料	600,000		600,000
地代家賃	7,100,000	4,400,000	11,500,000
修繕費	5,000,000		5,000,000
事務用消耗品費	2,200,000	33,000	2,233,000
通信費	1,800,000	100,000	1,900,000
水道光熱費	25,000,000	400,000	25,400,000
租税公課	7,700,000		7,700,000
寄付金	0		0
接待交際費	350,000		350,000
保険料	7,600,000	220,000	7,820,000
備品消耗品費	15,000,000	40,000	15,040,000
管理諸費	2,400,000	120,000	2,520,000
商談会議費	1,500,000		1,500,000
燃料費	3,900,000		3,900,000
諸会費	20,000		20,000
控除対象外消費税	14,590,000	20,000	14,610,000
賞与引当金繰入額	10,060,000		10,060,000
貸倒引当金繰入額			0
雑費	800,000		800,000
その他経費計	229,470,000	5,483,000	234,953,000
事業費計	721,770,000	5,908,000	727,678,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	27,000,000		27,000,000
給料手当	22,200,000		22,200,000
従業員賞与			0
産業医報酬手当	4,700,000		4,700,000
賞与引当金繰入額	220,000		220,000
法定福利費			0
福利厚生費	6,600,000		6,600,000
人件費計	1,000,000		1,000,000
(2) その他経費			
旅費交通費	670,000	0	670,000
広告宣伝費	230,000	0	230,000
実習生費用	600,000		600,000
発送配達費	1,000	0	1,000
衛生管理費	210,000	0	210,000

食材費		0	0
販売促進費	460,000	0	460,000
退職金	10,000,000		10,000,000
研修費	72,000	0	72,000
減価償却費	8,000,000	0	8,000,000
リース料	87,000	0	87,000
地代家賃	4,500,000	0	4,500,000
修繕費	350,000	0	350,000
事務用消耗品費	560,000	0	560,000
通信費	870,000	0	870,000
水道光熱費	2,000,000	0	2,000,000
租税公課	1,600,000	0	1,600,000
寄付金	75,000	0	75,000
接待交際費	300,000	0	300,000
保険料	1,500,000	0	1,500,000
備品消耗品費	920,000	0	920,000
管理諸費	5,800,000	0	5,800,000
商談会議費	1,000,000	0	1,000,000
燃料費	500,000	0	500,000
諸会費	170,000	0	170,000
控除対象外消費税	110,000	0	110,000
雑費	420,000	0	420,000
賞与引当金繰入額	940,000	0	940,000
貸倒引当金繰入額	760,000	0	760,000
支払利息	0	0	0
その他経費計	42,705,000	0	42,705,000
管理費計	104,425,000	0	104,425,000
経常費用計	826,195,000	5,908,000	832,103,000
当期経常増減額	6,401,000	2,622,000	9,023,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 貸倒引当金戻入額	11,000,000	0	11,000,000
2. 賞与引当金戻入額	680,000	0	680,000
3. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	11,680,000	0	11,680,000
Ⅳ 経常外費用			
1. 支払利息	6,600,000	0	6,600,000
2. 雑損失	95,000	0	95,000
3. 過年度損益修正損	0	0	0
4. 固定資産除却損	0	0	0
5. 固定資産圧縮損	0	0	0
6. 繰延消費税額償却額	970,000	0	970,000
7. 特別償却費	0	0	0
経常外費用計	7,665,000	0	7,665,000
Ⅵ 法人税、住民税、及び事業税			
未払法人税等	72,000	0	72,000
過年度法人税額	0	0	0
法人税等計	72,000	0	72,000
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	10,344,000	2,622,000	12,966,000
前期繰越正味財産額	290,775,938	△ 11,800,143	278,975,795
次期繰越正味財産額	301,119,938	△ 9,178,143	291,941,795